

宅地開発等指導要綱の手続きに関する留意事項

▶標準処理期間

事前審査願：4～6週間 程度
承認申請：2～3週間 程度

※書類收受後に不備や漏れがない
場合の標準処理期間です。

▶提出書類

- ・A4版ファイルに綴じ、表紙・背表紙に計画名を記載の上、ご提出下さい。
- ・目次とインデックスをつけてください。
- ・図面の印刷サイズはA3版を標準として下さい。

※大規模な土地取引には届出が必要です。詳細はお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

稲城市役所 都市建設部 まちづくり計画課 開発指導係
TEL 042-378-2111 (内線329)

[要 綱 補 足 事 項]

1. 集合住宅・中高層建築物の場合

▶駐車場

- ・駐車場の設置 (まちづくり計画課)

①集合住宅

『稲城矢野口駅周辺土地地区画整理事業』、『稲城稲城長沼駅周辺土地地区画整理事業』、『稲城南多摩駅周辺土地地区画整理事業』区域内の準住居地域内については、商業系用途地域と同様、協議により事業地周辺での駐車施設の確保を認めるなど、緩和することができます。(平成17年9月1日施行)

②単身者用集合住宅

協議により事業地周辺での駐車施設の確保を認めるなど、緩和することができます。(平成18年12月1日施行)

- ・車の出入口・乗り入れ (管理課)

①車の出入り口は1箇所とし、幅4.2mで交差点及び横断歩道から5m以上離して計画して下さい。

②隅切りがある場合は、隅切りから5m以上離して計画して下さい。

- ・アイドリングストップ看板の設置 (生活環境課)

20台以上の駐車場を設置する場合は、概ね20台につき1基の看板設置をお願いします。また、東京都条例による届出が必要となります。

▶衛生施設 (生活環境課)

- ・一定規模以上の事業の場合、ごみ集積所以外に資源物等の保管場所を設置する必要があります。詳細については、生活環境課にお問い合わせ下さい。

▶消防関係施設（消防署警防課）

- ・ エントランスホールのオートロックには、非常解除装置を設置する計画として下さい。
- ・ エレベータには、トランクルームを設置する計画として下さい。
- ・ 開発面積 1,000 平方メートル以上で、かつ、延べ面積 2,500 平方メートル以上の集合住宅には、共用部分に AED（自動体外式除細動器）を設置し維持管理するものとする。
- ・ 防災倉庫等について
 - ①防災倉庫等の設置基準は次に掲げるものとする。
 - ア 宅地開発事業において、開発区域内に 100 世帯以上の戸建住宅を建設する場合は、約 10 平方メートル程度の防災倉庫設置用地又は室を確保すること。
 - イ 集合住宅の建設事業において、100 世帯以上の集合住宅を建設する場合は、約 10 平方メートル以上の室を確保すること。
 - ②開発区域の居住者等において、自主防災組織が結成される場合は、稲城市から資器材等を貸与するものとする。

▶その他（まちづくり計画課）

- ・ 日影図は、等時間日影図及び時刻日影図を提出して下さい。

2. 開発行為・位置指定道路の場合

▶道路

- ・ 電柱の設置は、道路区域外（宅地内）で計画して下さい。（管理課）
- ・ 占用位置 下水道管の埋設位置は、道路の中心で計画して下さい。（下水道課）

▶街路灯（管理課）

- ・ 私道築造後 5 年間は、市では街路灯を設置しませんので、事業を行う際に設置して下さい。
なお、設置後の管理は市で行います。（稲城市私道街路灯設置要綱）